

第24回監視専門調査会議事録

1 日 時 平成25年11月 8 日（金） 10：00～11：34

2 場 所 内閣府本府 3 階特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷 美紀子	弁護士
同	末松 則子	三重県鈴鹿市長
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
同	山本 隆司	東京大学大学院教授

4 議事次第

1 開会

2 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する意見について

3 閉会

5 配布資料

資料1 女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について（案）

6 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。ただいまから、第24回男女共同参画会議監視専門調査会を開催いたします。お忙しいところ、皆様には御出席いただきありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第に従いまして、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する御意見をお諮りいたします。委員の皆様には、あらかじめ事務局から送付させていただいておりますが、本日の資料1として配布しております意見案について皆様から意見や質問等をお願いしたいと思っております。

なお、これまでの会合は、5月に決めました審議スケジュールに沿って開催してまいりまして、本テーマの検討は当初の予定では本日が最後となっております。また、女子差別撤廃条約に基づく政府報告の作成が政府部内で進められており、そこに本専門調査会の意見を反映させるためには、できるだけ早期に意見を取りまとめる必要がございます。したがって、本テーマの検討については、当初の予定どおり本日を最後にしたいと考えております。

本日、これから皆さんから頂く意見を受けまして、この専門調査会の意見案を修正していくこととなります。できるだけ本日の会合の中で表現を固めていきたいと思いますが、時間の都合もありますので、本日頂く意見を最終的にはどのように反映させるかは、本日で議論が収束するようであれば、会長一任ということで私に御一任いただければというこ

とをお願いしたいと思います。

なお、一昨日ですが、女性に対する暴力に関する専門調査会が開催されておりまして、そこにこの意見案を提示しまして、「女性に対する暴力及び人身取引関係」の項目について各委員から御意見を頂いております。そこで出た意見につきましては、関係する部分を事務局から報告してもらい、それを踏まえた上で議論をしていきたいと思っております。

それでは、大きな項目ごとに議論をしていきたいと思っておりますが、まず事務局からこの意見案の位置付け等の説明、続いて1の(1)についての説明をお願いします。

○三上調査課長 おはようございます。お手元の資料1を御覧ください。

こちらにこの監視専門調査会として取りまとめいただく意見の案を御用意いたしました。この案は先月、10月の会議の際にこれまでの議論の整理としてお諮りしたものをベースに、その後、会長とも相談の上、事務局で用意したものでございます。

考え方といたしましては、前回の議論の整理の際に、黒い字で普通の字体で書いてあったものはほぼそのまま生かす形にして、その際に斜体で表記して特に御議論をお願いして出していただいた意見を更に取り込んだものでございます。

この意見のクレジットは監視専門調査会ということでございます。女性に対する暴力に関する専門調査会にも合同で会議をお願いしたり、一昨日には女性に対する暴力に関する専門調査会としての御議論も頂いておりますけれども、責任の主体は監視専門調査会ということでございます。

最初に前書きの部分でございますけれども、この意見を取りまとめる契機であるところの4月の男女共同参画会議決定をまず第1パラグラフに掲げてございます。

その後の第2パラグラフでは審議の経過、5月以来、本日を含めて7回にわたって御審議を頂いており、途中でNGOの方々、関係府省からのヒアリング等も行っております。この過程におきまして、特に女性に対する暴力や人身取引にかかる部分については、専門的にそれらを議論されておられる女性に対する暴力に関する専門調査会の御知見もお借りしているということも書いてございます。

この意見には2つの部分が含まれており、第3パラグラフにおいては、1の部分で最終見解への対応状況についての意見を、2の部分ではこれから作成する政府定期報告に盛り込むべき事項を書いているということで、作成準備等に当たってこれらに留意されたいということを書いてございます。

以降の部分につきましては、この後、担当から御説明申し上げます。

○中野渡補佐 それでは、私から内容につきまして説明させていただきます。

まず、1の(1)についてです。この1の部分は「女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見」ですけれども、こちらでは最終見解で求められている様々な事項につきまして、政府の対応状況の監視を行った結果として専門調査会として今後政府に求める取組等を記載しております。

まず(1)の「総論」の1ですけれども、前回の会合でも論点としていしましたが、施策

へのジェンダーの視点の反映が必要であるとの御意見や、最終見解の実施について政策評価のスキームに乗せているかとの御発言を踏まえたものです。

平成22年12月に閣議決定されました第3次男女共同参画基本計画は、平成21年8月に公表されました最終見解の指摘事項も点検しながら策定されたものですので、最終見解の対応については政策の立案から評価に至るPDCAサイクルの中で男女共同参画の視点も反映しながら、第3次基本計画に掲げられた数値目標の進捗も踏まえつつ、具体的施策の推進を通じて行っていく必要があると述べています。

2ポツ目ですが、こちらは、男女共同参画の推進について、地方において特色のある取組が行われておるところですけれども、地方公共団体においては男女共同参画を担当する部署の統合や人事異動等、その専門性の確保が難しくなっているとの御意見がございました。それを踏まえまして、地域における活動に関する先進事例等の情報収集、提供、ネットワークの構築等に取り組む必要があるとしています。

ここで、「基本問題・影響調査専門調査会が現在行っている検討の結果も踏まえて」としてはありますが、現在、同専門調査会では地域活性化に向けた男女共同参画の推進についての課題と方策をテーマとして検討されているところです。

次のページの上の3ポツ目になります。こちらについては、地域において男女共同参画に関する活動をされている方々の年齢層に偏りが見られるといった御意見がございました。そこで、幅広い年齢層の人材によって支えられるように、取り分け若い世代の方の男女共同参画への関心を高めるための情報提供等を行う必要があるとしています。

この部分につきましては、以上です。

○鹿嶋会長 それでは、今から議論に入っていくわけですが、今、「総論」と(1)については説明を受けましたが、全体を少し区切りながら議論をしていきたいと思っております。まず1つは、冒頭の部分と(1)の「総論」ですね。次に2ページの「各論」、「民法改正関係」、それから「雇用関係」、「女性に対する暴力・人身取引関係」、「健康問題」とそれぞれに区切って議論をしていきたいと思っております。

項目ごとに事務局から説明を受けますが、冒頭の前書きと、それから「総論」につきましては今、説明を受けましたので、まずこの部分につきまして皆さんから御意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。「総論」、それから前文のところ意見がありましたらお願いしたいと思います。

○大谷委員 すみません。欠席がありましたので、そのときの議論の中で申し上げられなかったことを本日発言する部分があることをお許しくください。

まず、「総論」の中で少し気になりますのは、先ほど御説明がありましたとおり、今回の意見の取りまとめは平成25年4月26日に行われた男女共同参画会議における決定に基づくものです。その決定の内容というのは、女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視と、次回の定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見取りまとめということになっているわけですが、本日頂きました意見案の「総論」では、冒頭の「第3

次男女共同参画基本計画」は、最終見解における指摘事項について点検しながら策定されたものである」はそのとおりだと思います。その趣旨としましては、最終見解における指摘事項を日本の国内における国家としての第3次基本計画の中にいわば取り込んでいく形をとることによって、第3次基本計画の実施の中で実現を図っていこうということだと思います。しかし、懸念が1つありますのは、そうすることによって逆に最終見解で具体的に求められていることについての点検というのが埋没しかねないという点が若干あります。

同じような観点でいいますと、同じパラグラフの中で「政策の立案から評価に至るPDCAサイクルの中で男女共同参画の視点を反映していく」。これは非常に重要なことではあるのですが、今回の男女共同参画会議からこの監視専門調査会に求められたことというのは、具体的に前回の女性差別撤廃委員会の見解への対応というところですので、この専門調査会の任務といいますか、今回の意見取りまとめにおいて求められているのはあくまでも最終見解の取組状況がどうなのかということです。これを第3次基本計画の中にいわば落とし込む、入れ込むことによって、より最終見解の実現が図られているのか。あるいは、少し否定的な表現を使いますと、埋没してしまって第3次基本計画の実施という目標には全体に向かって進もうとしているけれども、かえって最終見解の具体的な勧告についての検討や監視ということが不十分になってはいないかという点について若干懸念を持っています。

したがって、この第1パラグラフの表現について今、代替案が頭にあるわけではないのですが、もう少しこの最終見解の取組状況というところにフォーカスした意見の出し方ができないかということを考えております。以上です。

○鹿嶋会長 今の意見は、第3次基本計画と少し離れたほうが良いということですか。「総論」の1のところは、第3次基本計画の内容を細かく書いていますけれども。

○大谷委員 離れたほうが良いとまでは思っていないのですが、第3次基本計画の中に入れ込むということをして、第3次基本計画の中に最終見解における指摘事項を盛り込んだ。ここまでは事実ですのでいいと思うのですが、監視専門調査会の立場からすると、そのことによって最終見解の実施というのが具体的に点検されているかという観点から、なおフォローアップが必要であるとか、そういうことを少し言うべきなのではないかという気がしました。

それから、次の文章も抽象的に「男女共同参画の視点」と書かれているのですが、今回の意見の取りまとめで言うべきは、PDCAサイクルの中に具体的な最終見解における指摘事項を1つでも2つでも取り込めるのであれば、それはいいことだと思うので、「男女共同参画の視点」という抽象的な言葉ではなくて、最終見解における指摘事項の取り込み、それからそれを取り込んだことによって実現が進んでいるのかどうかという具体的な書き方が必要ではないかという意見でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

○二宮委員 (1)の「総論」の2つ目の段落のところ、前回の議論の中で、地域を取り巻く環境の違いも勘案しながらという項目に関しては、人権の普遍性に留意しながらとか、そういうような前提を付けつつ、地域の特性を図っていくという、いわゆる枠をかけるような議論が会長から展開されていたかと思うのですが、その点についてはこの「基本理念を基盤に」という枠の中に包括されて御提案されているのか。もう少しそこを明確に出したほうがいいのか。そのところについて、少し議論したほうがいいのかと思います。

○鹿嶋会長 これだけでは、少し議論が反映されていないじゃないかという気持ちなので、すね。それも考えましょう。

事務局から何か今のことでコメントありますか。

○三上調査課長 前回の鹿嶋会長の御指摘も踏まえて、そういった気持ちは我々の行政分野として見るとやはり男女共同参画社会基本法がベースにあるので、そこに一応取り込んだ上で行政を進めているという認識であったのですが、もし基本法には十分に表れていないけれども、この取組を進める上でなお重要な人権的な概念があってということであれば、そこを書き加えるということかと思います。

○二宮委員 多分、前回会長が指摘されたのは、基本理念の中で云々ではなくて、いわゆる地域が色々進めていく中で、ある意味、色を出していくことはできるのですが、本来人権には普遍性があって、その意味でいうと各地域の特色とか多様性は認められる部分はあるが、ある意味で逸脱ができない部分とかもあるはずなので、その限界線について触れなくて大丈夫かという指摘があったかと思います。

○鹿嶋会長 それは調整をさせてください。趣旨はよく分かりますので。

ほかに御意見はよろしいですか。特に今の二宮委員の言ったことは、(1)の「総論」の最後のほうに地域の問題が入ってきていますので。

二宮委員、私が言ったことは、人権ということをここであえて出さなくても大体全体のトーンの中からカバーできるのではないかと私は思っているのですが、次に移ってよろしいでしょうか。

では、後で全体的にもう一回見直しの議論も行いますが、次に2ページの(2)の「各論」に移ります。アの「民法改正関係」ですが、まず事務局から説明してください。

○中野渡補佐 (2)の「各論」のアの「民法改正関係」の部分につきましては、以前からこの専門調査会で御議論があったところ、報道等でも御承知かとは存じますけれども、現在、法務省におきまして、9月4日の最高裁大法廷の違憲判断を受けまして、嫡出でない子の相続分規定を改正するための民法の改正の法律案を、現在開催中の臨時国会に提出するための調整を進めていると承知しています。この法律案については、本日現在でまだ閣議決定には至っていませんが、選択的夫婦別氏制度の導入等につきましては、今回の案には盛り込まれない方向で進められていると聞いています。

この監視専門調査会の意見案ですが、仮に、現在国会への提出のために調整が進められている内容で法案が提出される場合であっても、第3次基本計画では婚姻適齢の男女同一や選択的夫婦別氏制度の導入等については引き続き検討することとされていますので、この第3次基本計画に沿って引き続き検討する必要があるとしています。

2つ目のポツですが、ここは前回の会合で御意見があったところですが、選択的夫婦別氏制度に関する情報提供であるとか、議論の裾野の拡大が必要ではないかという御意見がございましたので、これらを踏まえましてここに記載したように書かせていただきました。以上です。

○鹿嶋会長 ただ今、事務局が説明しましたように、この民法改正の文案は閣議決定がまだされていませんので、閣議決定されていないということの前提の上の文案になっています。今の時点で閣議決定していれば、また別の文章に当然なるわけですが、最高裁決定のいわゆる婚外子の問題と、それから2ポツのその他の民法の改正、特に選択的夫婦別氏制度についての問題ですね。そのあたりの表現がこれでいいのかどうかといった議論をしたいと思っていますが、どうでしょうか。意見を頂きたいと思います。

○二宮委員 このところも先ほど大谷委員が指摘されて、指摘事項との関係性からこの監視専門調査会の立場をもし述べるのであれば、1ポツの最後のところの文章が「引き続き検討を進める必要がある」という表現になっているのですが、指摘事項と対応させる形で表現するのであれば、「引き続き法案提出に向け努力する必要がある」という表現のほうが、より適切なのではないかと思います。

○鹿嶋会長 これについては、第3次男女共同参画基本計画の中で、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえて婚姻年齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について引き続き検討を進めるとなっています。それを受けてこの文章は作っていますので、「努力する」というほうが少し強くなりますか。

○二宮委員 結局、埋没する懸念があるわけです。こういう表現を使ったときに、指摘事項では、今回追加で入ってきたものですが、法案を提出するという具体的なアクションを求められている形ですね。その意味で、従来のに沿って検討という言葉であれば、出すか、出さないかの自由もあるような意味合いが入っていて、この監視専門調査会が指摘事項を踏まえて今の状況がどうかという形で判断して伝えるのであれば、「法案提出に向けて」という言葉があった方が、より適切だろうと思います。

○鹿嶋会長 法案提出に向けて、努力すると。

ほかに、今の点を含めて御意見がありますか。松下委員、どうぞ。

○松下委員 私も「引き続き検討を進める必要がある」というのは弱いかと感じました。

それから、2ポツ目の最後のところの「国民各層における議論の裾野が広がるよう取り組む必要がある」というのも、「国民各層に対し、説明、啓発義務を果たす必要がある」というような感じにさせていただいた方がいいと思いました。

○鹿嶋会長 啓発義務を果たす。

○松下委員 議論の裾野を広げるというのは、国民に求めているような感じ、私たちに求められているような感じがするのです。選択制夫婦別氏制度について家庭を壊すとか、家族を壊すとかの風説が広がっているのです、そういうことではないということ、もっと国民に対して、きちんとした深い理解のもとで判断できるよう説明する、啓発義務を果たすのだというようなところを強調した方がいいと思いました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 二宮委員の発言に重なるところがあるのですが、先ほど「総論」のところでお話をしたことがまさにこういうところに出てきていまして、第3次基本計画自体はそれを採択されるためにもしかすると少し表現が弱まったりしているのかもしれないのですが、この監視専門調査会の立場は女性差別撤廃条約の実施という観点から意見を言うところだと思っています。その意味では、第3次基本計画の範囲内でしか意見を出せないということではなくて、条約の実施というところから意見を言うべきであると思います。

その観点から、やはり今の「引き続き検討を進める」というのは、政府がこれまで委員会に対して言ってこられたような表現になっていますので、それではやはり足りない。勧告の実施をすべきという意味では、努力より本当はもう少し強い表現であるべきだと私は個人的には思っております。

もう一つは、今の松下委員の御意見に関係するのですが、「議論の裾野が広がるように」という、ここは義務を果たすべきという以外に、今まで政府のほうで国民の理解がまだ得られていないということ、この問題が進まないことの理由に挙げてこられたところがありますので、「議論の裾野が広がるように」取り組むべきなのですが、同時にそれを理由として遅らせることがないようにと伺いますか、それは理由にならないのだということの視点が入るべきだと思います。その意味では、取り組む義務を果たすべきであり、かつ義務を果たすべきだけれども、それを理由として遅れることのないようにという観点が入らないと少し心配だと思っています。

最後に、再婚期間の問題がここで触れられていないような気がしたのですが、「婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度」と書かれていまして、再婚期間の点はいかがでしょうかということと、あとは戸籍法の改正については触れておかなくていいのでしょうかということがあります。今、最終見解を見ているのですが。

○鹿嶋会長 戸籍法については取り上げる必要はないだろうと思っています。ほかの婚姻の問題、いわゆる再婚期間の問題、それから男女の婚姻年齢の統一まで入れるかどうかですが、これについては一部入れているのですね。婚姻適齢の男女の統一は入っていますが、この5項目の全部を入れる必要がありますか。

5ページには入っているのですね。では、5ページまで議論は待ってください。

○大谷委員 分かりました。

○鹿嶋会長 ほかに民法改正関係はどうですか。よろしいですか。

それでは、また先に進みます。後で皆さん、思い出したものがあれば是非言ってください。雇用関係を事務局から説明してください。

○中野渡補佐 次に、イの「雇用関係」でございます。

この点で1点、誤字の修正をさせていただきたいのですけれども、1ポツ目の2行目に「女子差別撤廃委員会から平成22年11月に」となっておりますけれども、こちらは「23年」の誤りでございますので、訂正させていただきます。

暫定的特別措置に関しましては、最終見解の中でその導入が要請されていまして、この実施に関しての情報についてのフォローアップ報告が求められていました。このフォローアップ報告については、平成23年5月にこの監視専門調査会で各府省からヒアリングを行いまして、それを経て23年8月にフォローアップ報告を提出し、それに対して23年11月に女子差別委員会からコメントがきております。その中では、最終見解の勧告の履行を歓迎するとの見解が示されているところです。

その後も、この部分につきましては政府において取組が進められておりますけれども、その一方で、まだ民間企業において管理職に占める女性の割合が低いという御指摘もありましたので、「2020年30%の目標」に向けて公的分野における計画的な取組を進めるとともに、企業の社会的評価が高まることにつながるような取組が必要ではないかという御意見もありましたので、そのような形で記載をしております。

2ポツ目は同一価値労働同一賃金に関する記載です。こちらについては、厚生労働省でここに記載したパートタイム労働者に対する職務評価実施ガイドラインであるとか、男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン等を作成・公表しているところです。今後も、こうした取組を進める必要があるとしています。

3ページ目にまいりまして一番上のポツですけれども、家庭と仕事の両立に関しまして、本年6月に閣議決定されました日本再興戦略においても関連する取組を盛り込んでいるところです。ここでは、これまでの会合で頂いた御意見を踏まえまして、就職活動をする学生等がワーク・ライフ・バランスの観点から企業の検討ができるような情報開示を検討する必要があるとするとともに、男性の育児休業取得促進のための取組を求めています。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

先ほどの民法等に関する女子差別撤廃委員会の最終見解ですが、「嫡出子でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締結国に要請する」とありますので、戸籍法の改正も入っています。報道ですと、今回与党では戸籍法の改正まで踏み込まないとされておりますが、この辺りの問題をどう表現するかということです。御意見があればお伺いしたいと思います。

○大谷委員 女性差別撤廃委員会からは明確に、戸籍法の差別的規定の撤廃というものが要請、勧告事項に入っていますので、その実現ということも専門調査会の意見の中で触れさせていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。そういう形で、もう一回議論をしたいと思っております。

それでは、雇用の関係ですが、これについて皆さんからお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

1 ポツはポジティブ・アクションですね。ポジティブ・アクションの掛け声があるにしても、やはりまだまだ実態が伴っていないということですね。そのあたりを「202030」の問題と絡めてどう表現すればいいのか。それから、2 ポツは非正規雇用まで含めた問題ですが、同一価値労働同一賃金の問題で、こういう表現でいいかどうか。それから、3 ポツはワーク・ライフ・バランスの観点から、特に学生の就職等で時間外労働の状況についてもきちんと開示するといったようなことが書かれておりますが、これについて御意見があればお伺いしたいと思います。

廣岡委員は、この問題はどうか。

○廣岡委員 今のところ、特段意見はありません。

○鹿嶋会長 では、二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 2 ページの最後に同一価値労働同一賃金が書かれていて、特に限定はないのですが、もともと厚生労働省が労働者に云々というところからすると、いわゆる公的機関の部分の色彩が少し弱いかなどという気持ちがあります。その意味で、3 ページの最初の「取組を進める」というところの「取組」の後に、表現は嫌いなのですが、「官民一体となって」というように民間だけの問題ではないというところを少し入れていただけるとうれしかなという気がします。

○鹿嶋会長 もちろん、これは民間だけの問題という前提で書いているわけじゃないですよ。官民一体と更に入れますか。一応考えさせてください。なかなか難しい問題で、かつ第3次基本計画には盛り込まれてはいるのですが、現案ではこういう表現で落としたということ。

それから、育休の男性のロールモデルの事例集の作成とか「イクメン」、男性の育児休業の取得問題の促進ですね。こういう観点での表現がこれだけでいいのかどうかというようなことです。男性の場合、なかなか育休取得が進んでいけませんので、それを促すという意味でもこの表現でいいのかどうかですね。

○松下委員 私は、2 ポツ目の同一価値労働同一賃金のところについてですが、職務評価の実施ガイドライン等を作成、公表していることは一定の評価ができるということは確かにそうかと思います。でも、職務評価の手法を早急に確立する必要があって、ガイドラインはできても職務評価がきちんと確立されているわけではないので、職務評価の確立に取り組んでいくということを入れていただけたらと思います。

その後、「こうした取組を含め、同一価値労働同一賃金に関する取組を進める必要がある」とあるのですが、ここも「進める必要がある」というと何となく他人ごとではないですが、まあそうですよねという感じがします。差別改善義務を果たす必要があるくらい

強く言いたい。

○鹿嶋会長 差別改善義務ですか。

○松下委員 はい。パートと正規と同じような仕事をしていても、賃金や福利厚生等も全然違います。そういうことも何かニュアンスの中で入れてもらいたいと思います。

○鹿嶋会長 差別というか、格差の改善に向けての取組とか、何かそういうほうが検討に値すると思うのですが。

○松下委員 それでも結構です。

○鹿嶋会長 分かりました。どうぞ。

○末松委員 最後のワーク・ライフ・バランスのところですが、男性のロールモデル、「イクメン」の普及についても取り組む必要があるというのは非常にいいと思うのですが、男性だけではなくてまだまだ女性も育休が取りづらい。

例えば、企業の中の保育整備が進んでいないというようなこともありますし、男性が取る一方で女性もまだまだ取りにくい環境であるということ、例えば企業のところで企業内保育園の整備に努めていただきたいとか、そういうようなことを何か書き込むことができると、男性も女性もということの中でいいのではないかと、まだまだそのような環境が整っていないと認識をしていますので、是非ともお願いをしたいと思います。

○鹿嶋会長 企業内保育園はどうしますか。書き込むかどうか。

○末松委員 そのようなニュアンスということで、具体的には判断に任せますけれども。

○鹿嶋会長 ニュアンスとしてですね。

では、また先にいきます。「女性に対する暴力・人身取引関係」についての説明をお願いします。

○中野渡補佐 この部分につきましては、9月24日に女性に対する暴力に関する専門調査会との合同で専門調査会を開催したところです。その際に頂きました御意見と、前回の会合で頂きました御意見により、案を作成しています。

まず1ポツ目ですが、こちらは最終見解の中では、女性に対する暴力の被害者に接する機会の多い警察官、裁判官等の公務員について、関連法規を熟知し、被害者に適切な支援を提供できることを確保するよう求められているところです。これに関しては、関係省庁からのヒアリングの際にも、各府省からの取組が説明されたところです。ここでは、更に今後も引き続き、男女共同参画に関わる研修の充実に取り組む必要があるとしています。

次の段落ですが、こちらは9月24日のヒアリングの際に、女性に対する暴力等の相談業務に当たる相談員の方々について、雇用形態が不安定であるとの御意見がございました。そのような御意見を踏まえまして、相談員の育成のために専門性の向上に資する機会の提供であるとか、経験や能力が継続的に生かせるような雇用の確保等の支援に取り組む必要があるとしています。

2ポツ目ですが、こちらは性犯罪被害者の支援の関係です。こちらについては、病院の協力がなかなか得られないといった問題提起であるとか、民間施設において被害者から採

取した証拠資料の保管のあり方についての御質問がございました。これらを踏まえまして、医療機関に対する研修機会の提供、被害者への支援体制の強化、証拠資料の保管のあり方について検討を行う必要があるとしています。

3 ポツ目ですが、「女性に対する暴力をなくす運動」については、例えば児童虐待防止推進月間等と近接をしているので差別化を図るべきではないかという御意見がございましたので、他の啓発活動との差別化も意識しつつ、それらの運動との相乗効果が上がるように、期間中の広報や取組の工夫が必要であるとしています。

4 ポツ目です。こちらは、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の方から個別に頂いた意見を踏まえたものですが、女性に対する暴力をなくすための抜本的な対策として、若年層に対する教育啓発を進めるとともに、加害者への対策の在り方の検討をすべきであるとしております。

5 ポツ目です。こちらは、前回頂きました御意見も踏まえたものです。女性に対する暴力に関しましては、各省において様々な調査を実施したり、データを収集しているところですが、これを総合的に分析して実効的な取組につなげていく必要があるとしています。

6 ポツ目ですが、こちらは人身取引の関係です。こちらも、9月24日のヒアリングの際に、人身売買の被害者に犯罪被害者給付金制度のような金銭給付の制度が考えられないかといった御意見がございました。それを踏まえて、経済的側面を含めて被害者に対する適切な公的支援の在り方を検討する必要があるとしています。また、更に人身売買の摘発について地域差があるとの御意見がございましたので、その理由を分析して地域ごとの実態に即した対策を促す必要があるとしています。

一番下の7ポツ目ですが、こちらは女性に対する暴力の根絶に向けた取組の一環として、人身取引に係る諸外国の取組について、例えば専門調査会の場を活用するなどして分析を進める必要があるとしています。

事務局の案としては以上のとおりですが、この項目につきましては一昨日に開催されました女性に対する暴力に関する専門調査会においても、意見案を提示しまして御意見を頂いておりますので、ここで紹介させていただきます。

この項目に関しては、最終見解を御覧いただきたいと思います。緑色のファイルの各府省の対応状況の表で10ページ目のパラ39、パラ40の部分の各府省の対応状況の記載の中ですが、具体的に御意見を頂いたのはページ番号が記載されているその少し上に、婦人相談所で一時保護された人身取引被害女性に対し、から始まる記述があります。

ここでは、本人の希望と必要性に応じて心理職によるカウンセリング等の援助を行っているということが書かれておりますが、人身取引の被害者の方というのは日本国籍の方よりも経済的に弱い外国の女性が多いというふうに予測されるので、ここは母国語によるカウンセリングでないと意味がないことから、母国語、多言語による対応が必要であるとの御意見を頂いております。

もう一点、これは次の「健康関係」の項目にも関連するのですが、配偶者等からの暴力

被害者が人工妊娠中絶をする場合に、加害者である夫の同意が必要となっているということであるとか、性犯罪の被害者の方が中絶をする場合に堕胎罪に問われる可能性があることが問題であるという見解があるということです。したがって、今後この点につきまして、別の専門調査会での検討が必要であるという意見を頂いています。以上です。

○鹿嶋会長 女性に対する暴力に関する専門調査会の今の指摘は、今からここに反映するのですか。この文章は、まだ反映されていないのですか。

○中野渡補佐 反映されておりませんので、この場で御議論いただいてということになります。

○鹿嶋会長 一方で、女性に対する暴力に関する専門調査会があるわけですが、私どもも監視専門調査会という立場から議論をする必要があります。今、女性に対する暴力に関する専門調査会の大まかな意見については事務局から説明していただいたとおりでありますが、このペーパーに書かれていることも含めて御意見があればお伺いしたいと思っております。

最初のポツは、相談員、警察職員、裁判官といった人たちの研修の充実ですね。それから、2ポツのほうは女性に対する暴力に関する専門調査会の専門的な議論がかなり必要になってくると思います。3ポツのほうは暴力をなくす運動、4ポツは大変難しい問題ですね。いわゆる加害者の対策をどうするかということで、これについては今までいつも加害者に対する対策という表現だけでとどまっていたのですが、今回ようやく例示されましたね。「適正な処罰や更生のための的確な処遇の実施等」、この表現は、事務局は女性に対する暴力に関する専門調査会の意見も加味したのですか。

○中野渡補佐 委員から頂いた御意見を基に作っています。

○鹿嶋会長 ここはいつも難しいですよ。加害者はどうするのだといったときに、なかなか具体例がないので、ここは例示しようということで私と事務局で話し合っただけで例示してもらいました。どうでしょうか、全体を通しての感想は。

○松下委員 2ポツ目の最後のところですが、「被害者から採取した証拠資料を保管する場合の適切な保管の在り方について検討を行う必要がある」と書いてありますが、「行い、知らせる必要がある」とまで書いていただけたらと思いました。

それから、4番目のところは今お聞きしても難しいだろうと思うのですが、「適正な処罰や的確な処遇」というのはどういうことかと思いました。特に「的確な処遇」というのはDV加害者の教育プログラムとか、そういうことでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。

○鹿嶋会長 分かりました。事務局、この説明はできますか。もし今、難しければ女性に対する暴力に関する専門調査会の意見も聞いて後で、メールで知らせてもいいです。

○中野渡補佐 すみません。そうさせていただきます。

○鹿嶋会長 そうすることにしますので、松下委員よろしくお願ひします。

では、先に進みます。今度は4ページの「健康関係」、それから「社会的弱者関係」「国際的協調関係」、3点一緒に議論したいと思ひます。御意見があればお伺いしたいと思ひ

ます。

○中野渡補佐 まず、「健康関係」です。ここは、前回の議論の整理では「その他」の項目に入れておりました、若い女性を対象として女性の健康支援に関する情報提供をすべきではないかとしていました。この意見案では、若年層の男女に対しまして妊娠・出産を含めた心身の健康保持についての情報提供に積極的に取り組む必要があるとしています。

次のオの「社会的弱者関係」です。

まず1ポツ目ですが、配偶者等からの暴力被害者に対する支援に関する情報であるとか、母子家庭に対する支援に関する情報について、外国人である女性も理解できるように母国語での情報提供が必要であるといった御意見がございましたので、ここは「多言語での情報提供の充実に取り組む必要がある」としています。

2ポツ目ですが、こちらは離婚の際の養育費の取決めの際に、家庭裁判所の手続の利用が少ないのではないかと御意見を踏まえまして、手続のより一層の周知が必要であるとしています。

3ポツ目ですが、こちらはいわゆるマイノリティに属する女性の関係です。こちらについては、そのようなマイノリティの方々を主たる対象とする施策に関する方針等の検討の際に、その当事者である方々が議論に参画できるよう努めるとともに、「代表者の選定に当たっては男女のバランスに留意する必要がある」としております。

カの「国際的協調関係」ですが、1ポツ目のいわゆる移住労働者権利保護条約については、批准する際に問題となり得る課題を整理するなどの検討に着手する必要があるとしています。

2ポツ目ですが、このような女子差別撤廃委員会からの最終見解等が出た早い段階から専門調査会が関与すべきではないかという御意見がございましたので、そのような趣旨を記載いたしまして、国内本部機構の監視機能を一層強化すべきとしています。

以上です。

○鹿嶋会長 「健康関係」については、皆さんに前回の専門調査会で提示したものは文章がかなり変わっています。大変デリケートな問題ですし、この問題でかつて別の会議で女性手帳の問題等が議論の対象になったこともありましたので、このエの「健康関係」についてはこのような表現にしましたが、これでいいのかどうかということを改めてお伺いしたいと思います。

それから、「国際的な協調関係」につきましては、私どもの監視専門調査会も一定の役割を果たすべきだと思っておりますので、特に今回、今、議論しているように女子差別撤廃委員会の問題については私どもで目を通して政府に提言していくわけですが、そういうこともありまして、カの2ポツのような文章にしてあります。

皆さんから御意見を伺いたいと思いますが、宗片委員どうぞ。

○宗片委員 「健康関係」については、情報提供のみならずやはり相談体制を整備して強化をしていくというところまで踏み込んだ表現がありませんと、なかなか個別の問題に対

応し切れないのではないかと思いますので、是非その表現を入れていただきたいと思ひます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見があれば御自由に。

○大谷委員 「社会的弱者関係」の2ポツ目です。これは私が申し上げた意見に関連する部分でして、たしか発言のときには家庭裁判所における調整手続に限定して申し上げた記憶があるのですが、問題意識としましては養育費の取り決めをしても口頭だけで約束をしていたりして、結局書面化されていない。あるいは、債務名義化されていなくて守られないときに絵に描いた餅になってしまうようなケースも多いという問題意識だったものですから、家庭裁判所における調停手続だけではなくて公正証書を作成するということでも意味がありますし、あるいは民間ADRの活用等もありますので、「調停手続等」と「等」を一言入れていただけるとありがたいと思っております。

また、問題意識としては、手続を知らない人に対して情報を更に提供するという以外に、実は手続の利用のしやすさという問題もありまして、そこまでもし専門調査会として書き込むことに御同意いただけるのであれば、手続の周知等の取組だけではなくて、「手続の利用のしやすさの検討」とか、「促進」等を加えていただけるとありがたいと思っております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

そのほかには御意見ありますか。どうぞ。

○佐村局長 1つだけ確認ですが、少し戻って、先ほど松下委員から頂いたウの2ポツの最後に、被害者から採取した証拠資料を保管する場合の適切な保管の在り方について検討を行い、知らせるといふ御意見ですが、念のため、その知らせるといふのは、適切な保管方法について保管をする医療機関や、民間施設に知らせるといふ理解でよろしいのでしょうか。

○松下委員 女性センターにいますと、そういう被害に遭っても、適切な保管がされていなかったために、その後犯罪を立証するのがとても困難だったということも聞いていますので、そういう意味です。

○佐村局長 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 次は、2の「総論」ですね。2（1）の「総論」を事務局から説明してください。

○中野渡補佐 次は、2の「次期定期報告を準備する際に留意すべき事項」です。

この部分については、政府において来年の7月までに提出をすることになっております女子差別撤廃条約に基づく次回の定期報告について、その報告を作成するに当たって政府が留意すべき事項を記載したものということになっています。

まず、（1）「総論」です。

1ポツ目ですが、こちらは前回の議論の整理の際にも記載をいたしていましたが、報告

作成の際には、「人権諸条約の締結国による報告の様式及び内容に関するガイドライン」を踏まえまして、実施済みであるとか、実施中の施策の説明にとどまらず、可能な限り現状分析や改善のための方策、進捗状況等について記載をするとともに、現段階では実施が困難な事項についてもその理由、今後の見通し等を記載することを求めています。

この点に関して、一昨日の女性に対する暴力に関する専門調査会でも御意見を頂いていますが、女子差別撤廃委員会の最終見解は多岐にわたっているわけですが、各府省の対応状況を当専門調査会で取りまとめた上で、毎回、席上に備え付けていますが、この各府省の対応状況に掲載されている施策が全て政府報告に盛り込まれることになるのかという御質問が出されておりました。

この各府省の対応状況ですが、この資料については、本意見を公表するに際しては、改めて内容を更新した上で、取りまとめていただく意見の本文の後ろに添付する予定としています。それにより、最終見解についての各府省の具体的な対応が、この意見とともに明らかになるように考えているところです。

次の2ポツ目ですが、「第3次基本計画で設定した数値目標等について結果を示す場合、可能な限り、男女共同参画の推進にどの程度寄与したかを検証して記載すること」ということです。

次のページにまいりまして、3ポツ目です。政府報告は女子差別撤廃条約の各章の構成に沿ったものとしつつ、政府の取組と最終見解における指摘事項との対応が明らかになるように工夫すべきとしています。

4ポツ目ですが、報告の作成に当たっては、この専門調査会でもNGOからのヒアリングを実施いたしましたが、その際の意見や提出資料を参考とするとともに、意見交換の機会を設けるなど、建設的な対話を進めることを求めています。

この2ポツ目、3ポツ目及び4ポツ目は、前回の議論の整理にも記載したとおりです。

次のポツですが、現在の成長戦略においては女性の活躍が中核に位置付けられています。これに基づく最近の取組について政府報告に記載すべきとしています。

次のポツは、東日本大震災の関係です。前回の議論の整理にも記載していましたが、東日本大震災への対応及び復興への取組として「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を取りまとめたことや、地方防災会議において女性の委員の割合が増えつつあるといった、この間の取組によって成果が表れた事項も盛り込むべきとしています。

7ポツ目は、報告の提出期限までに提出できるよう、報告の作成を進めることを求めるということです。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今回の報告書については、各府省の詳細な取組状況を添付するというのを、今説明していただきました。今後どういう視点が必要なのかということについては、今説明していただいたとおりですが、これについて皆さんから御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○大谷委員 2点あります。

1つ目は、2ポツです。ここで書かれていることは、数値目標について結果を示す場合、可能な限り、男女共同参画の推進にどの程度寄与したかということですが、それは単に数値が上がったということではなくて、それが実質的に男女共同参画の推進にどのような積極的な効果をもたらしたかということの検証の記載というふうに理解しました。繰り返しのようになって申し訳ないのですが、今回のこの意見の取りまとめの最大の関心事は、女性差別撤廃委員会からの最終見解の勧告の取組状況の監視や、今回のその報告書、次回の報告書作成についての意見です。その観点からいいますと、数値目標について、それが実際に男女共同参画の推進にどの程度寄与したかの検証というよりは、むしろ第3次基本計画の中に最終見解を踏まえて書き込んだところが、それがどう進んだかどうかということのほうがむしろ重要なのではないかと考えています。

この2ポツが必要でないという意味ではないのですが、この2ポツのことを本当に検証して記載するというをやろうと思えば、これは結構大変なことではないか。つまり、数値が進んだということで、男女共同参画が一般的には推進したと思われるわけですが、更にその実質的な効果みたいなことまでここで検証して記載しようとする、数値が進んだということ以上に具体的にはどういうことを書くのか。それよりは、むしろ最終見解の実施が第3次基本計画の中でどのように進んだかという観点の方が必要ではないかと。それをまた一つ一つやると大変だと思うのですが、言うべきとしたらそちらのほうではないかと考えています。

2点目は、この専門調査会の意見の位置付けに関係するのですが、私の理解では、国連の条約機関、女性差別撤廃委員会は、その委員会による建設的対話と言われる国家報告書の審査に来る前に、できるだけその国内で市民社会、NGOと意見交換をしてくるように、あるいはナショナルマシーナリーとか国内人権機関のような機関がある場合には、そこからの意見も政府の報告書の中にできるだけ取り込むようにということが、最近ずっと言われているところではあります。

そうしますと、今回この専門調査会がこのような色々な意見を、特にプロセスではなくて中身の点について言ったことを、政府が平成26年7月までに出される報告書の中でどのように扱われるのかということを考えてきたときに、私の理解では監視専門調査会からこのような意見が出ている、つまり、26年7月までの取組としては、いわば取り残されたことについて色々意見を申し上げていることになりしますので、そういう意見が出されているということまで報告書の中にお書きになるということに意味があるのではないかと考えております。

もしそういう理解で正しいのであれば、それを「総論」のどこかに、つまり今回のこの意見の取りまとめの中で出た具体的ないわゆる各論に当たる部分ですが、それについて出た意見を政府の報告書の中に書き込んでいただきたい、書き込むべきである、書き込むことというようなポツを入れていただきたいというのが意見でございます。

○鹿嶋会長 確かに、その前の段階で国際的協調関係の中にこの専門調査会の監視機能の一層の強化という文言が入っていますので、おっしゃるような2つ目の意見については、私も個人的になるほどと思って聞いていました。最初の意見ですが、この2ポツについては削除しろとは言っていないのでしょ。

○大谷委員 削除しろとは言っていない。

○鹿嶋会長 検討させてください。具体的にどうやるかということは私も話し合ったことがないし、ただ、これは個別にコメントすることはまずできないと思うので、幾つかの章立てでくりながらコメントを出していくと思うのですが、御意見として賜っておきたいと思っております。そのほかにはありますか。

では、次は「(2)各論」を説明してください。

○中野渡補佐 それでは、「各論」について最後まで説明をさせていただきます。

この各論については、監視専門調査会として、特に次回の政府報告書に記載すべきと考えているものを列挙したものです。ここに列挙したもののほかにも、最終見解の中では、報告に盛り込む事項として様々な事項を求めています。先ほど御説明させていただきましたとおり、「総論」の中で、ガイドラインに沿って最終見解の実施に関する情報を報告書に盛り込むことを求めていますので、この各論の部分については、その中でも特に記載すべきこととして御意見を頂いたものです。この部分の各項目の見出しについては、最終見解に対応した見出しをつけております。

まず、アの「差別的な法規定」です。こちらは民法改正の部分になります。

まず1ポツ目ですが、嫡出子でない子の相続分規定については、最終見解の中でも改正を求められているところ、政府報告には9月4日の大法廷決定の内容や、その後の法改正の対応状況も盛り込むべきとしています。

2ポツ目は、先ほども御説明させていただきましたが、現在、国会提出に向けた調整が進められております民法の改正法案については、基本的には最高裁の違憲決定を受けた事項の改正のみとなっていると承知しています。政府報告においては、最終見解で指摘されているその他の民法の改正について、現段階では受け入れられない理由や、再婚禁止期間については廃止ではなくて短縮の方向で検討しているとの方向となっている理由についても盛り込むべきであるとしています。

イの「条約の法的地位と認知度」です。こちらは、選択議定書の批准についてですけれども、これは現在の政府における具体的な検討状況及び批准に向けて整理すべき課題を盛り込むべきとしています。

ウの「差別の定義」です。こちらは、間接差別につきまして労働政策審議会の雇用均等分科会で議論をしているとのことでしたので、その状況を盛り込むべきとしています。

エの「暫定的特別措置」です。

1ポツ目の「ポジティブ・アクションを実施している企業において、女性の活躍促進についてどのような成果が表れているか、数値を用いて盛り込む」べきとしています。

2 ポツ目です。こちらは、前回の会合で御意見がございましたけれども、昨年12月に基本問題・影響調査専門調査会が議論の取りまとめを行っていますので、そのことについて政府報告に盛り込むべきであるということです。

次の6 ページ目にまいりまして、「女性に対する暴力」の部分です。

まず1 ポツ目は、性犯罪対策の推進に関しまして、昨年7月に女性に対する暴力に関する専門調査会で報告書がまとめられていますが、こうした検討状況を盛り込むことを求めています。事務局の原案ではこのように書いていますが、この点について、一昨日の女性に対する暴力に関する専門調査会ではこのように「報告を取りまとめおり、こうした検討状況を盛り込むこと」といったように簡単に書くのではなく、もう少しこの報告書に記載した検討内容についても詳しく記載すべきであるとの御意見を頂いています。また、各専門調査会において検討してきたことがたくさんあるので、最終見解に見合う形でしょうかと盛り込んでいただきたいとの御意見を頂いております。

2 ポツ目ですが、第3次基本計画では性犯罪に関する罰則の在り方の検討を行うこととされています。その今後の見通しについて、可能な限り盛り込むことを求めています。

3 ポツ目ですが、児童ポルノ対策につきまして政府が行っている各種の取組を盛り込むことを求めています。

この部分については、先ほども女性に対する暴力に関する専門調査会での御意見を申し上げましたけれども、ほかにも各府省の対応状況において最終見解に回答していないものが多いということから、例えば、マイノリティ女性の関係、緊急保護命令、24時間ホットライン等について対応状況に記載がないということや、24時間無料のホットラインは最終見解で求められているものですが、この点に関しては法務省や厚生労働省の取組は記載されているけれども、内閣府の取組が記載されていないということで、対応状況の回答に漏れているものがあるということでした。

内閣府でも、一時的ではありましたが、24時間対応のパープルダイヤルを実施し、その報告書も出していますので、これを実施したことや、その後どうなっているかなどの現状も盛り込むべきという御意見を頂いています。

それから、人身取引に関して、需要側や加害者側に対して性的搾取を防止するための措置をどのように講じているかといったことも報告に求めるべきといった御意見を頂いています。

また、パープルダイヤルに続きまして民間団体の24時間のホットラインができて、それがワンストップ支援センターにもつながっているということが専門調査会の報告書には盛り込まれているということで、こうしたことも政府報告に盛り込むべきといった御意見を頂いています。

次は、カの「教育」です。こちらは前回の議論の整理にも記載させていただきましたが、女性の研究者の活動支援、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進策についての取組を盛り込むべきとしています。

キの「健康」です。最終見解の中では、可能であれば改正するようというところで勧告がされています人工妊娠中絶を犯罪とする法令について、これに対応する刑法の堕胎罪の規定に関する考え方の説明を盛り込むことを求めています。この点につきましても、女性に対する暴力に関する専門調査会から、先ほども御説明いたしましたが、配偶者からの暴力加害者である夫の同意が必要となったり、性犯罪被害者が人工妊娠中絶する場合に堕胎罪に問われる可能性があるということが問題であるという見解があるということ踏まえ、政府報告に書き込んでいただきたいという御意見を頂いています。

次に、クの「社会的弱者」です。こちらは、障害のある女性に対する配慮について、9月27日に「障害者基本計画」の第3次計画が決定されていますが、これに盛り込まれた事項を記載すべきとしています。

「その他の条約の批准」ですが、いわゆる移住労働者権利保護条約について、その批准に関する検討状況、課題を盛り込むべきとしています。

最後の「注」ですが、先ほども御説明いたしましたとおり、公表の際にはこの意見案の次に、これまでの監視専門調査会の開催実績、監視専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会の皆さんの名簿と、各府省の対応状況を更新した表を添付したいと考えています。以上です。

○鹿嶋会長 各論は大分多岐にわたりますが、御意見があればお伺いしたいと思います。

○大谷委員 幾つかあるのですが、第1はアの「差別的な法規定」の2ポツです。ここは先ほどの議論と関係するのですが、戸籍法の改正の点も入れていただきたいことが1点です。

2番目に、再婚禁止期間が先ほど見た1の各論で触れられていないと申し上げたのがこちらに出てくるので、両方読めば出てきているのかもしれないですが、こちらで書かれていることは「再婚禁止期間の廃止について現段階では受け入れられない理由及び短縮の方向で検討している理由」となっています、委員会からの勧告は廃止と言われているところを、それはできないけれども短縮の方向で検討しているということを書くのと読めます。

それは、委員会との一つの対話になっているとは思いますが、廃止か短縮かは別として、求められているのはその点の現行規定の改正ですので、短縮の方向で検討している理由だけでは足りなくて、短縮の方向で検討している理由のほかに、書くのであればそれを具体的にどう準備し、採択に向けて措置を講じているかということまでやはり書く必要があると思います。

2番目に、イの女性差別撤廃条約選択議定書ですが、ここも大変申し訳ないのですが、やはり少し表現が弱いと思います。「政府内における現在の具体的な検討状況及び批准に向けて整理すべき課題」、この「課題」はもう十分検討されているのではないかと。つまり、「整理すべき」というとこれからすべきに聞こえるので、むしろ批准のためにこの言葉どおりで書かれるかどうか分からないのですが、私の案としては、批准のために障害となっている課題及びその課題の克服のために必要な事項とその取組状況までやはり踏み込んで

盛り込むべきではないかと思えます。

それから、ケまでの項目には出てこないのですが、前も発言させていただいたのですが、前回の最終見解の中に具体的には書かれていないものの、ガイドラインで、委員会は安保理決議第1325号の実施及びその結果についての情報を求めています。これは委員会が関心を持っていて、最近も新しく一般的勧告が採択されているところで、現在、日本では政府のほうで安保理決議第1325号の国別行動計画の策定を進めておられるので、その情報は是非今回の報告には含めていただければと思います。

○鹿嶋会長 国別行動計画について、事務局で簡単なコメントはできますか。

○澤井推進官 今、安保理決議第1325号の国別行動計画については、外務省で10月にNGOの方との意見交換を行うなどして、取りまとめに向けてまさに検討しているところでございます。

○鹿嶋会長 こういったようなことも含めてですが、そのほかにいかがですか。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 今のところの追加の情報ですが、今年の秋の国連総会で安倍首相がいわゆる国別計画を作ると、NGOと協力して作るということを表明しています。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。ほかには御意見ありますか。

それでは、全体を通してということで意見を改めてお聞きしたいと思います。

局長は、何かコメントとかありますか。

○佐村局長 結構です。

○鹿嶋会長 全体を通してですが、意見があればどうぞ。

○末松委員 2ページの「雇用関係」のところ、「2020年30%の目標」に向けてずっと書いてあって「公的分野において」と、この公的分野の中に多分教育とか、政治とか、そういうふうなものも全て含まれるのかなと思うのですが、現段階で色々な状況を見ると、なかなかこの公的分野という言葉一つでまとめていいのかどうか。特に、教育的分野のところはまだまだもう少し頑張っていかなければならない。まして、私たち政治の部分も大分遅れているようなところがありますので、公的というだけではなく、公的と言えば公的なのですが、具体的に書き込むことによってまた意識も変わってくるかと思えますので、その辺りを検討していただけたらと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。カバー領域は、あらゆる領域でしたか。かなり広範囲ですよ。少し検討させてください。

よろしいでしょうか。今、出た意見を大まかに言うと、要するに女子差別撤廃委員会が求めているものについては、もう少し色濃くそれを出していったほうがいいのではないかと、特に大谷委員から指摘がありました。男女共同参画といった視点ももちろん大事なのですが、今回は、女子差別撤廃委員会について日本がどう取り組んできているかを色濃く出せというふうに私は理解しました。

冒頭に申し上げましたように、今回のテーマにおける会合は本日を最後にしますので、

更にもし何かあれば事務局にメールで意見を寄せていただければと思います。今回の皆さんの意見は私のほうで一旦預かりまして、事務局と相談して新たなものを作成したいと思っております。

それから、特に民法の改正に関しては、現在政府において国会提出に向けた調整が進められていますので、今後その動きに応じた文言の修正が大きな課題になってきます。それも含めた修正についても、私のほうに御一任いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ということですが、その件については進めていってよろしいですか。

○大谷委員 プロセスについて、質問があります。

冒頭、事務局から御説明いただいたように、会長のほうで最終的に調整等をされて公表されるというところまで分かったのですが、もともと男女共同参画会議からの諮問といえますか、こういう取りまとめをせよということで取りまとめをしていると理解しているのですが、そういう意味では今回の取りまとめが男女共同参画会議に報告という形で戻されるのか、そこでまた何か議論をされるのかという質問が1点あります。

それからもう一点は、こういう取りまとめをして意見を出したことについてのフォローアップなのですが、本日の意見の中でも政府報告を平成26年7月の提出期限までに提出できるように報告の作成を進めることとあります。ある一方で、色々こちらも意見を言い、NGOとの意見交換の機会を設けようとか、色々なことを言っているわけですが、翻訳をされ、またその前段階で各府省から取りまとめをされるプロセスを考えますと、実際には7月に提出しようとするすと、政府報告書の原案ができるのはかなり前倒しになるかと理解をしています。

そうしますと、そこで今回申し上げたことが実際に政府報告書に反映されているかどうかというようなことをこの監視専門調査会として、更にフォローアップさせていただくような機会があるのかどうか。それは出て見てからということになるのかということをお尋ねしたいと思います。

○鹿嶋会長 三上調査課長、どうぞ。

○三上調査課長 それでは前半のほうですけれども、これはおっしゃられたとおり親会議からの宿題に対する回答ということになりますので、直近開かれる男女共同参画会議に御報告するという形になります。

ただ、それがいつ開かれるのかということについては現時点ではまだ決まっておりませんので、これが各府省に受け止められて、今、並行して進んでおります政府報告書の作成に反映されるように、各省には親会議に報告するかどうかというタイミングとは別に、きちんとお伝えをするということを考えております。

○別府審議官 審議官の別府でございます。

今日も、まさにNGOの方や、色々な方から政府報告書について意見を聞く会がございますし、恐らくそれを踏まえてこれから作成が本格化いたしますけれども、今おっしゃられた

ように最終的に英文化して、しかも英文が正文になるというような性格でございますので、そこを本当にぎりぎり詰めたところでもう一回お出しする時間があるかどうかというのは実は大変厳しいと思っております。

かつ、政府が最後に責任を持って出すという外交文書の性格でございますので、恐らく出していただいたものについてやはりそれが本当によかったのかどうかという評価を頂くというのが今までのやり方だったと思います。

○鹿嶋会長　ということで、三上課長から、今後の公表の流れについてはもう一回きちんと説明しますか。

○三上調査課長　ありがとうございます。

冒頭、申し上げたことと一部重なりますけれども、本日の議論でおおむね収束をして会長に一任されたことと事務局は理解いたしました。ですので、今後具体的な文言を会長と相談をしながら作成する。その上で、できれば再来週、18日の週の前半ぐらいを目途にして文案として確定し、ホームページに載せる、あるいは記者クラブに公表するといったような段取りで進めてまいりたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたとおり男女共同参画会議に上がるタイミングがどうかという話とは別に、各省庁に事務局から伝えまして、現在作成中の政府報告にこの内容が反映されるように働きかけもしてまいりたいと思います。以上でございます。

○鹿嶋会長　それから、大谷委員から、政府報告書について監視専門調査会で議論することの趣旨のお問い合わせがあったと思うのですが、私の記憶では過去にありません。要するに、政府の見解をここで議論したということはありません。

ただ、印象としては、これだけ膨大な量のものをどの程度まで政府報告書の中に反映していくのかは分かりませんが、量としては今回が多分一番大きいのだろうと思っております。

それでは、以上で女子差別撤廃委員会の見解への対応に関する意見についての議論は終了いたします。

次に、今後の専門調査会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○三上調査課長　ありがとうございます。

本年4月に男女共同参画会議からこの専門調査会の調査方針として示されました1点、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応関係は本日おおむね議論を収束していただいたということでございますので、5月31日にお諮りしましたとおり、今後、防災・復興の関係のワーキング・グループにおいて、昨年12月にお取りまとめいただきました意見をフォローアップしていくという活動に移ってまいります。そちらにつきましては、5名の先生方をお願いしております防災・復興のワーキング・グループのメンバーの方々を中心に進めてまいりたいと思います。

そちらの御意見が取りまとまりましたら、こちらの監視専門調査会全体の会議に御報告を申し上げるということになります。ワーキング・グループの座長、廣岡先生とその他の

委員の方々におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、防災・復興ワーキング・グループのメンバーになっておられない先生方にも会議開催の案内等をさせていただきます。御関心がありましたらお席も用意させていただきますので、積極的に御審議に参加していただければと思います。以上でございます。

○鹿嶋会長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、今後しばらくは防災・復興ワーキング・グループの検討に移ります。今、説明がありましたように、その報告が取りまとまった後に監視専門調査会を開催いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

最後に、事務局のほうから連絡をお願いします。

○三上調査課長 これまでも何回か御説明、御報告を申し上げましたけれども、統計の分野ではあちらの基本計画が今年度中で満期を迎えて次の計画期間に移るということで、現在、案の検討が進められております。

先般、10月上旬に統計委員会が次の基本計画を作成する際の基本的な考え方を答申いたしまして、それを基に総務省で第2期の基本計画の案を作成し、これを10月30日に統計委員会に案を添えて諮問したということです。その案自体は、統計委員会が示した考え方をかなり忠実にフォローする形になっております。

これまで統計の基本計画にはジェンダー統計に関する記述はほとんどなかったわけですが、次期の案では、取組全体の基本的な指針及び方針というところに位置付けられたということを御報告申し上げます。

お手元に本日1枚の資料をお配りしてはいますが、この案について統計委員会の諮問に合わせてパブリックコメントの手続が始まっております。おおむね1か月という期間をとって、この案に対して統計委員会の審議と並行して幅広く意見を求めるということです。統計関係に御関心をお持ちの学会の方であるとか、あるいは日頃そういう活動をされている皆様には恐らく広く知られているのだらうと思いますが、特に男女共同参画とか女性問題という観点から取組の皆様方にも御参考になればと思っております。以上です。

○中野渡補佐 本日はどうも御熱心に調査審議いただきましてありがとうございました。本日の議事要旨につきましては会長の御確認後、速やかに公表させていただきます。議事録につきましては事務局の作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただき、会長の御確認を頂いた後、公表させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

次回の監視専門調査会の日程等につきましては、先ほども会長から御説明がありましたとおり、防災・復興ワーキング・グループの意見ないし報告が取りまとまった後となりますので、事務局から別途御連絡を差し上げます。以上です。

○鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第24回会合を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。